

令和4年第14回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和4年9月1日(木) 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

議案第49号 選挙人名簿から抹消する者について . . . P. 1

議案第50号 選挙人名簿に登録する者について . . . P. 3

議案第51号 在外選挙人名簿から抹消する者について . . . P. 7

2 そ の 他

今後の委員会開催予定について . . . P. 9

議案第49号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年9月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1,101 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 106 人 |
| | 市外転出者 | 995 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年9月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和4年8月1日から令和4年8月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和4年4月1日から令和4年4月30日までに、市外へ転出した者

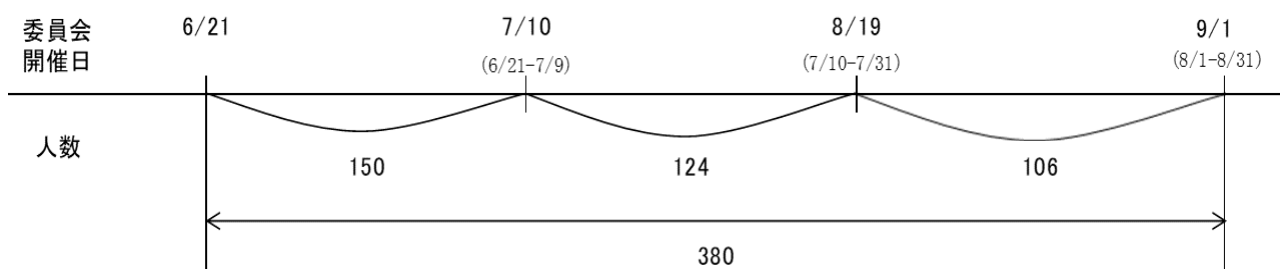
3 抹消の内訳

(単位：人)

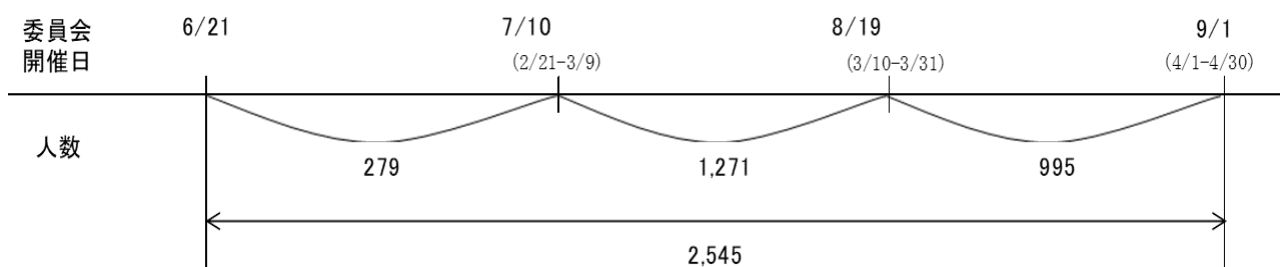
区分	男	女	計
死亡	58	48	106
転出	536	459	995
合計	594	507	1,101

6/21選挙時登録日以降の抹消者数

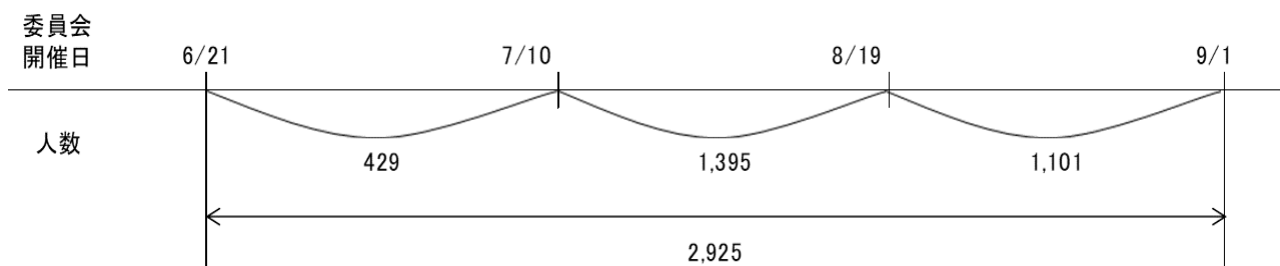
○死亡者数



○転出者数



○抹消者合計



議案第50号

選挙人名簿に登録する者について

令和4年9月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和4年9月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 登録する者の数 | 2,761 人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和4年9月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第19条第2項及び第22条第1項の規定による。

(永久選挙人名簿)

公職選挙法第19条

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月及び12月（第22条及び第24条第1項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

(登録)

公職選挙法第22条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

(定義)

- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内（早良区内の住所異動を含む）に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。
- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求（29条）、帰化、国籍取得》

(参考)

選挙人名簿登録者数調（令和４年９月１日現在）

福岡市早良区

（単位：人）

男女別 区分		男	女	計
令和４年６月２１日現在（＊） 選挙人名簿登録者数（ａ）		83,206	96,676	179,882
上記の登録に係る 補正登録者数（ｂ）		0	0	0
（＊）以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数（ｃ）		0	0	0
（＊）以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数（ｄ）		0	0	0
（＊）以後の 抹消者数 （ｅ）	（ア） 死亡	▲ 212	▲ 168	▲ 380
	（イ） 転出	▲ 1,327	▲ 1,218	▲ 2,545
	（ウ） 在外移転	0	0	0
	（エ） 誤載	0	0	0
	計 （ア）+（イ）+（ウ）+（エ）	▲ 1,539	▲ 1,386	▲ 2,925
（＊）以後の移替えによる 増加数（指定都市の区）（ｆ）		407	479	886
（＊）以後の移替えによる 減少数（指定都市の区）（ｇ）		▲ 363	▲ 377	▲ 740
今回（令和４年９月１日） 追加登録者数（ｈ）		1,390	1,371	2,761
今回定時登録日現在における 名簿登録者数（ｉ） （a+b+c+d+f）-（e+g）+（h）		83,101	96,763	179,864
備 考 （（a）との増減）		▲ 105	87	▲ 18

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前年同時期の定時登録時（R3.9.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人、位、%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R4.9.1	順位	R3.9.1	順位			
1	西新第一	6,202	9	6,241	9	▲ 39	37	99.38%
2	西新第二	8,926	1	8,621	2	305	1	103.54%
3	高取第一	7,214	3	7,066	3	148	2	102.09%
4	高取第二	6,944	4	6,959	4	▲ 15	27	99.78%
5	百道浜	6,147	10	6,166	10	▲ 19	30	99.69%
6	百道	6,732	6	6,678	6	54	5	100.81%
7	室見第一	5,432	13	5,431	13	1	20	100.02%
8	室見第二	4,375	21	4,361	21	14	16	100.32%
9	原第一	3,587	27	3,622	28	▲ 35	34	99.03%
10	原第二	5,206	14	5,134	15	72	4	101.40%
11	大原	3,812	26	3,817	26	▲ 5	23	99.87%
12	原団地	3,047	33	3,044	33	3	19	100.10%
13	原北	6,497	7	6,462	7	35	11	100.54%
14	室見団地	2,243	36	2,250	36	▲ 7	25	99.69%
15	小田部	5,173	15	5,164	14	9	18	100.17%
16	有住	3,984	24	3,988	24	▲ 4	22	99.90%
17	有田第一	4,892	17	4,928	17	▲ 36	35	99.27%
18	有田第二	4,537	20	4,524	20	13	17	100.29%
19	賀茂	5,765	12	5,718	12	47	7	100.82%
20	原西第一	5,077	16	5,029	16	48	6	100.95%
21	原西第二	4,278	22	4,283	22	▲ 5	23	99.88%
22	飯原第一	3,174	31	3,185	30	▲ 11	26	99.65%
23	飯原第二	2,613	35	2,612	35	1	20	100.04%
24	飯倉中央	4,779	18	4,733	18	46	8	100.97%
25	飯倉	3,943	25	3,960	25	▲ 17	28	99.57%
26	千隈	3,257	29	3,222	29	35	11	101.09%
27	星の原	3,532	28	3,642	27	▲ 110	38	96.98%
28	田隈	6,808	5	6,767	5	41	10	100.61%
29	田村	8,748	2	8,664	1	84	3	100.97%
30	野芥第一	4,098	23	4,054	23	44	9	101.09%
31	野芥第二	3,200	30	3,169	31	31	13	100.98%
32	野芥第三	2,843	34	2,824	34	19	15	100.67%
33	四箇田	6,072	11	6,050	11	22	14	100.36%
34	入部	6,402	8	6,440	8	▲ 38	36	99.41%
35	早良	3,107	32	3,133	32	▲ 26	33	99.17%
36	脇山	1,907	37	1,932	37	▲ 25	32	98.71%
37	内野	4,676	19	4,693	19	▲ 17	28	99.64%
38	石釜	635	38	656	38	▲ 21	31	96.80%
合計		179,864		179,222		642		100.36%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前回登録時（R4. 11. 5）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，％)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R4. 12. 1	順位	R4. 11. 5	順位			
1	西新第一	6,210	9	6,219	9	▲ 9	30	99.86%
2	西新第二	8,955	1	8,967	1	▲ 12	31	99.87%
3	高取第一	7,184	3	7,192	3	▲ 8	28	99.89%
4	高取第二	6,917	4	6,944	4	▲ 27	38	99.61%
5	百道浜	6,111	10	6,128	10	▲ 17	36	99.72%
6	百道	6,785	6	6,735	6	50	1	100.74%
7	室見第一	5,456	13	5,450	13	6	12	100.11%
8	室見第二	4,342	21	4,359	21	▲ 17	36	99.61%
9	原第一	3,595	27	3,588	27	7	10	100.20%
10	原第二	5,274	14	5,228	14	46	2	100.88%
11	大原	3,806	26	3,818	26	▲ 12	31	99.69%
12	原団地	3,056	33	3,060	33	▲ 4	20	99.87%
13	原北	6,507	7	6,513	7	▲ 6	24	99.91%
14	室見団地	2,232	36	2,232	36	0	14	100.00%
15	小田部	5,176	15	5,183	15	▲ 7	26	99.86%
16	有住	4,005	24	3,988	24	17	7	100.43%
17	有田第一	4,934	17	4,914	17	20	5	100.41%
18	有田第二	4,581	20	4,562	20	19	6	100.42%
19	賀茂	5,771	12	5,776	12	▲ 5	21	99.91%
20	原西第一	5,090	16	5,083	16	7	10	100.14%
21	原西第二	4,305	22	4,283	22	22	4	100.51%
22	飯原第一	3,171	31	3,179	31	▲ 8	28	99.75%
23	飯原第二	2,622	35	2,609	35	13	8	100.50%
24	飯倉中央	4,800	18	4,805	18	▲ 5	21	99.90%
25	飯倉	3,951	25	3,947	25	4	13	100.10%
26	千隈	3,256	29	3,259	29	▲ 3	17	99.91%
27	星の原	3,518	28	3,525	28	▲ 7	26	99.80%
28	田隈	6,836	5	6,813	5	23	3	100.34%
29	田村	8,746	2	8,761	2	▲ 15	35	99.83%
30	野芥第一	4,109	23	4,111	23	▲ 2	16	99.95%
31	野芥第二	3,193	30	3,193	30	0	14	100.00%
32	野芥第三	2,848	34	2,838	34	10	9	100.35%
33	四箇田	6,087	11	6,092	11	▲ 5	21	99.92%
34	入部	6,374	8	6,377	8	▲ 3	17	99.95%
35	早良	3,098	32	3,104	32	▲ 6	24	99.81%
36	脇山	1,882	37	1,896	37	▲ 14	34	99.26%
37	内野	4,670	19	4,683	19	▲ 13	33	99.72%
38	石釜	632	38	635	38	▲ 3	17	99.53%
合計		180,085		180,049		36		100.02%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

議案第 51 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年9月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 抹消する者の数 1人
- 内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和4年9月1日

(議案の根拠)
・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)
公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。

3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)
(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	(R4. 8. 19現在) 登録者数	登録	- 8 - 抹消			小計	現在 (R4. 9. 1)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録	誤載		

そ の 他

- 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第15回	定例	9月20日（火）	午前10時	早良区役所 中会議室
第16回	臨時	10月25日（火）	午前10時	早良区役所 応接室
第17回	臨時	11月 5 日（土）	午前10時	
第18回	臨時	11月 6 日（日）	<u>午後6時</u>	
第19回	臨時	11月17日（木）	<u>午後6時</u>	
第20回	臨時	11月20日（日）	午前10時	
第21回	定例	12月 1 日（木）	午前10時	早良区役所 中会議室